

令和4年度第1回化学物質審議会  
産業構造審議会製造産業分科会第10回化学物質政策小委員会  
議事録

日時：令和5年2月9日（木曜日）15時00分～16時55分

場所：経済産業省本館17階第一特別会議室

**議題**

- (1) 化学物質管理政策をめぐる最近の動向と今後の方向性について
- (2) 化学物質審議会の審議状況等に関する報告

**議事内容**

○楠田補佐 定刻になりましたので始めたいと思います。ただいまから、令和4年度第1回化学物質審議会及び産業構造審議会製造産業分科会第10回化学物質政策小委員会の合同会合を開催いたします。

本日は、お忙しいところ御参加いただき、ありがとうございます。経済産業省化学物質管理課の楠田と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、化学物質審議会、化学物質政策小委員会ともに委員の過半数に御出席いただいておりますので、報告申し上げます。

まず、資料の確認をさせていただきます。皆様の手元にiPad、タブレットがございます。その中に資料1から8と、参考資料1及び2をPDFで格納しております。使い方が分からない場合は、会議途中でも結構ですので、こちらの、私が指しているほうの事務局に手を挙げていただく合図をしていただければ向かいますので、お申し付けいただければと思います。途中でちょっとどこになったか分からないとか言っていただければ。一応資料はこちら側に投影しておりますので、分からない場合はこちらを御確認ください。

座席表につきましては紙で皆様の机に配付させていただいておりますので、そちらも御確認ください。不足がございましたら事務局側にお伝えください。

また、本日は皆様の机にマイクを準備しております。御発言の際にはボタンを押していただきまして、終わりましたらもう一度ボタンを押していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開催に先立ちまして、事務局を代表して経済産業省製造産業局担当審議官・恒藤から御挨拶申し上げます。

○恒藤審議官 製造産業局審議官をしております恒藤でございます。

本日、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本会合は、近年毎年1回この時期に開催をしております、経済産業省が所管をいたします化学物質関係の法律の施行状況について御確認をいただきまして、今後の政策の検討に向けました御意見をいただいているところでございます。

本日も、前回の会合以降、この1年間におけます各法律の施行状況や、また、この審議会の下部組織でございます各部会におけます審議状況などを御報告させていただきまして、運用について改善すべき点あるいは将来に向けて検討すべき点などにつきまして御議論をいただきたいというふうに思っております。特に化学物質審査規制法、いわゆる化審法につきましては、もうすぐ、この4月で前回の改正から5年となります。したがって、その施行の状況をこの4月以降どこかのタイミングで始めるということになりますので、これについても特にこういった点を中心に分析をすべきだといったような御意見などがあれば、ぜひアドバイスをいただきたいというふうに考えてございます。

本日の会合は、3年ぶりにこのようにリアルでの会合となっております。ぜひ突っ込んだ議論ができればというふうに考えてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○楠田補佐 ありがとうございます。

次に、委員の御紹介ですけれども、参考資料2を御確認ください。時間の都合上、読み上げは割愛させていただきます。

なお、本日は吉住委員の代理として藤井様が参加しております。また、堀谷委員は代理として上野山様が参加しております。そのほかの委員の皆様には御出席いただいております。齋藤委員は、本日御都合がつかず御欠席ということになっております。

この合同会合では、簡単な議事概要及び詳細な御発言を記載した議事録を作成し、後日、公表する予定としております。議事録案は、後日、事務局から委員の皆様には御確認いただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、東海会長・小委員長に一言御挨拶をいただいた上で議事進行をお願いしたいと思います。東海会長、よろしくお願いいたします。

○東海会長・小委員長 大阪大学の東海と申します。どうぞ皆様方、よろしくお願いいたします。本日は寒いところ、御多忙の中、ありがとうございます。

先ほど審議官からもお話ございましたように、前回の化審法等の改正からちょうど5年目という節目を迎えるところでございますので、この間様々な諸状況の変動等もあったと思いますので、ぜひ皆様方からの忌憚のない御指摘等をいただいて将来に活かしていただければと思っております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これから議事に入ります。進め方といたしましては、まず事務局から議題1の「化学物質管理政策をめぐる最近の動向と今後の方向性について」、資料1から資料7までを一通り説明いただいた後に、質疑応答及びディスカッションの時間を設けたいと思っております。

それでは、事務局から、資料1から順に説明をお願いいたします。

○水野課長　それでは、資料1を御覧ください。私、化学物質管理課で課長をしております水野でございます。説明に当たりましては、着席での説明になりますことをお許しください。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料の1でございます。

表紙をおめくりいただきまして、法令の名前が書いてある一覧のスライド2ページ目でございます。これは政府のほうで所管している環境関係の法令を体系的に整理したものでございますが、このうちの緑のところは当課の所管の法令でございます。こちらにつきまして、施行状況について後ほど御説明いたします。

次のスライドにまいります。それぞれの法律、今申し上げました6つの法律につきまして、それぞれ国際条約との絡みでどのような形になっているのかということ整理したものがこのスライドでございます。毎年御説明しているものでございますので、次の説明をさせていただきます。

次のスライドをお願いいたします。詳細につきましては、資料2以下、各室長のほうから御説明させていただきますが、今回簡単に申し上げますと、1ポツにつきましては、資料2の化審法に関してましてP O P s 関係の条約の動向。それから、2ポツの化管法に関しましては対象物質の見直しがございましたので、その関連の動き。それから、3ポツにつきましては、これまでも進めておるところでございますけれども、オゾン法・フロン法の施行の状況ということを御説明します。また、4ポツの化兵法につきましては電子申請を開始したということが大きなトピックでございます。これらを中心に施行状況を御説明することになります。あと、5ポツでございますが、水銀法に関しましては施行後5年経過ということで、それらも含めまして現在の状況を御説明するというものでございます。6ポ

ツにつきましては、ここに記載のとおりでございます。横断的な事項、特にここに記載しているのは電子化関係でございますが、その他横断的な事項につきまして6ポツで御説明をさせていただきます。

以上でございます。順次、資料2、3以降で御説明があるかと思えます。よろしく願いいたします。

○藤沢室長 それでは、資料2に基づきまして、化審法の施行状況とリスク評価の動向について説明させていただきます。化学物質安全室の藤沢でございます。

内容としましては1ページ目にあります目次に沿って説明させていただきます。

まず、新規化学物質の事前審査の現状になります。

3ページを御覧ください。新規化学物質の届出件数は平成20年～30年頃まで500～700件で推移していましたが、令和に入りましてからは400件前後と減少して推移しております。これは平成29年の化審法改正が令和元年から施行され、少量新規・低生産の全国合計数量が環境排出量に変更され、少量新規・低生産新規でビジネスの予見性がアップしたことによるものと考えております。新規化学物質の用途としましては、そこにあります円グラフにありますとおり、「輸出用」「中間物」の用途が高くなっております。

4ページを御覧ください。低生産新規化学物質の確認申出になります。低生産新規は、製造・輸入量が10トンまでであれば届出の際の試験データが分解性・濃縮性のデータのみで可能となっております。全国環境排出量で10トン以下である必要がありますので、毎年製造・輸入量の確認を受けていただく必要がございます。4ページのグラフは、その数量の確認の申出件数の推移になります。近年では1,800件ほどで推移しているところでございます。

5ページにまいります。こちら、少量新規化学物質の申出になります。少量新規は、1トンまでであれば試験データの取得なく製造・輸入が可能となりますが、全国環境排出量で1トン以下である必要がありますので、毎年製造・輸入量の確認を受けていただく必要があります。こちら5ページのグラフでは、その申出件数の推移になります。平成30年までは3万5,000件程度だったものが、令和元年以降は2万6,000件強で推移しているところでございます。これも法律の改正によりまして全国環境排出量が上限となったことにより、数量調整が少なくなったので枠取りの必要がなくなったケースが考えられるのと、あと、本当に必要かどうかの精査が行われたものと思われまます。

6ページを御覧ください。少量新規、低生産の環境排出量に基づく数量調整についてで

ございます。申出の際に希望数量と用途確認書の提出をしていただきます。希望数量に用途ごとの排出係数を掛けることで環境排出量を算出いたします。こちら左下の図になりますけれども、以前は製造・輸入量で1トン以下という規則でしたので、3社から同じ物質の申請が1トンなされた場合、それぞれ3分の1ずつの確認となります。現在は、例えば用途として、電気・電子の場合、排出係数が1%となりますので、環境排出量は1社1トンに1%をかけ10キログラムとなります。3社合わせても30キログラムとなり、環境排出量1トン以下に収まりますので、各社1トンずつ確認することが可能となります。改正前、2018年の数量調整は約4,000件ございましたが、現在は700件程度に減少しているところでございます。

7ページを御覧ください。中間物・閉鎖系・輸出専用品の確認状況です。令和3年度は全体で250件、中間物が210件、閉鎖系は0件、輸出専用は40件。実績の御報告となります。

8ページですが、低懸念高分子化合物の確認申出になります。有害と思われる基基基などが含まれないことなどを確認しており、毎年一定数量の申出がなされております。

次に、既存化学物質等の管理状況でございます。

10ページを御覧ください。一般化学物質でございますが、既存名簿及び新規化学物質として確認されたもので公表されたものから第一種特定化学物質、監視物質、第二種特定化学物質、優先化学物質以外の物質になります。一般化学物質につきましては、年間1トン以上製造・輸入があったものが数量の届出がなされております。その実績数を活用しましてスクリーニング評価がなされます。届出物質の数量分布としましては、その右のグラフですが、100万トン以上のものが10物質、次のオーダーのものが48物質、そしてさらにその下が195物質と、少しずつ増えていくことになっております。

11ページを御覧ください。優先評価化学物質及び第二種特定化学物質指定の流れになります。一般化学物質の届出データを使いましてスクリーニング評価を実施し、リスクが十分に低いと判定できない物質を優先評価化学物質に指定いたします。優先評価化学物質はより詳細な数量・用途情報の報告がなされますので、それを使ってリスク評価を段階的に実施してまいります。その結果、リスクの懸念が小さいと評価されたものは一般化学物質に戻され、一方、リスクの懸念があると評価されたものについては第二種特定化学物質に指定し、リスク低減のための対策を推進することとなります。昨年4月の時点の各段階における物質数は、そこに書かれているとおりになります。

12ページでございますが、2022年度のスクリーニング評価及びリスク評価の結果でござ

います。一般化学物質のスクリーニング評価により、新たに6物質——その表の左側ですが、新たな6物質が優先評価化学物質に指定すべきと判定され、一方、優先化学物質につきましては新たな有害性情報等を用いましてスクリーニング評価と同様の評価を行ったところ、6物質についてはリスクの懸念が低く、優先指定を解除することが適当と判断されました。また、一番下の表になりますが、優先評価物質のうち4物質については評価Ⅱ・評価Ⅲを実施し、そのうちノニルフェノールエトキシレートにつきましては第二種特定化学物質に指定し、リスク低減のための対策を講じることが適当であると評価がなされました。

13ページを御覧ください。ノニルフェノールエトキシレート（NPE）の第二種特定化学物質への指定についてとなります。ノニルフェノールエトキシレートは、界面活性剤として幅広い分野で使用されています。グラフにあるとおり、2020年度製造輸入量は約3,000トン弱でございます。ノニルフェノールエトキシレートは3省合同審議会において生態影響に係るリスク評価が行われてまいりました。

14ページでございますが、本年1月17日の3省合同審議会安全対策部会におきましてノニルフェノールエトキシレートのリスク評価がなされました。ノニルフェノールエトキシレートは、環境中で生分解してノニルフェノールを生成する。ノニルフェノールの対策目標値は、メダカの試験データに基づき0.0003mg/0003mg/0003mg/Lとする。ノニルフェノールは、複数の河川等において目標値を超えた濃度で存在している。ノニルフェノールエトキシレートが生分解して生成するノニルフェノールが相当広範な地域の環境において相当程度残留しており、生活環境動植物の生息又は育成に係る被害を生ずるおそれがあると認められるといったことから、ノニルフェノールエトキシレートを第二種特定化学物質に指定し、リスク低減のための対策を行うことが適当であると評価がなされました。

15ページを御覧ください。今後、ノニルフェノールエトキシレートを使用した製品等の調査、あとリスク低減措置の対象とする製品等の検討を行いまして、本年7月の3省合同会議安全対策部会において第二種特定化学物質等の指定について御審議をいただく予定でございます。今後の予定は四角で囲んだ部分に書かれておりますが、来年の夏の施行を目指してスケジューリングを組んでいます。また、第二種特定化学物質に係る義務につきましても、下の四角の囲みに掲載されていますとおり、製造・輸入者又は政令指定製品の輸入者は、事前予定数量、事後実績数量等の届出の義務や、取扱事業者は技術上の指針の遵守及び表示の義務がかかることとなります。

次に、POPsの最近の動向と化審法における対応になります。

17ページを御覧ください。POPs条約では、POPs検討委員会（POPRC）で、リスクプロファイル、リスク管理評価を実施し、締約国会議（COP）にて廃絶対象の化学物質の追加決定がなされることとなります。現在検討されています物質は、下の図の真ん中に記載されていますクロルピリホスなどがあります。今年のCOP11では、四角で囲んだメトキシクロル、デクロランプラス、UV-328が廃絶対象物質に指定されるかどうかの議論がなされる予定となっています。

18ページを御覧ください。既にCOP9で廃絶物質に指定されましたジコホル、PFOAとその塩につきましては、令和3年10月22日に第一種特定化学物質に指定されております。PFOA関連物質につきましては、令和5年度中を目途に第一種特定化学物質に指定の予定となっています。現在鋭意対応をしているところでございます。

19ページでございますが、昨年のCOP10におきましては、PFHxSPFHxSPFHxS及びその塩、PFHxS関連物質が廃絶対象物質に指定がなされました。これを受けまして、PFHxSPFHxSPFHxS及びその塩の第一種特定化学物質の指定など、化審法に基づく措置について審査部会・安全対策部会にて御審議をいただきました。こちらは来年の春以降施行を目指して手続を進めているところでございます。

以上、簡単でございますが、化審法の施行状況について説明を終わらせていただきます。  
○濱口企画官　　続きまして、資料3、化管法の施行状況と動向につきまして、化学物質リスク評価室・濱口から御説明させていただきます。

右下にございます1ページ目、右下の数字で御紹介させていただきます。1ページ目ですが、PRTTR制度に基づく集計は、直近で昨年3月に令和2年度の結果が公表されております。令和2年度の合計は35万4,000トン、前年度から8.2%減少しております。お示しているグラフは届出された排出量・移動量の推移でございますが、全体として10年前の改正以降おおむね横ばいとなっております。引き続き注視してまいります。なお、取りまとめた情報等はインターネット上で御提供しておりまして、参考に、9ページ目に当たりますが、そちらに例をお示ししております。

2ページ目でございますが、令和3年10月に見直し後の対象物質が公布されておりますが、今度の4月、令和5年4月に施行されます。対象物質は全体で現在の562物質から649物質にと100物質弱増えますが、追加・除外・変更等により入れ替わりが相当ございます。なお、今般の改正の検討プロセスや対象物質の入替え状況の詳細につきましては、参考4

一1、4一2、スライドの11ページ、12ページに当たりますが、そちらに添付させていただいております。

3ページ目でございますが、関連する省令や告示を改正しております。省令に当たる施行規則につきましては、管理番号を採用したことによる届出様式の変更、電子届出の届出期間延長、水俣条約の担保措置への対応等について改正いたしました。また、告示に当たる化学物質管理指針につきましては、近年の災害の発生状況等を受けまして、事業者と地方公共団体との連携、災害による被害の防止に係る事業者の平時からの取組を一層促進させる必要があるという審議会での御提言を踏まえまして、それらを指針に反映させております。さらに同じタイミングで、デジタル化の進展を踏まえまして紙による情報伝達を基本としていたSDS省令を改正いたしました。これによりまして、メールやインターネットなど、相手方が容易に閲覧できるものを利用した情報提供が可能となっております。

4ページ目でございますが、P R T R届出の電子化促進ということで、電子政府の促進、事業者の利便性の確保、行政側の事務手続の簡素化のため、電子届出への移行を一層推進する必要があると認識し、それに対応しております。今般の改正で対象物質の番号が変わりますので、届出システムにて自動的に切り替えるといったサポートを行う予定です。また、届出システムを管理しているN I T Eと連携し、電子届出の登録手続の簡素化や、より使い勝手がよくなるような改修を行っており、届出者が移行しやすい環境整備を進めております。さらに、届出期間の延長や普及啓発活動も行っているところです。1年ほど前から順次、できることから取り組んでおりまして、今年度の電子届出率は68%から74%に上昇いたしました。今後も工夫しながら電子届出率の向上に努めてまいります。

5ページ目でございます。主な取組を、次のページも含めまして2枚にまとめております。

まず、改正に関連する環境整備といたしまして、P R T R制度につきましては排出量等算出マニュアルの改訂作業等を進めております。SDS制度につきましては、対象化学物質のGHS分類情報を整理・公表し、GHS混合物判定システムの充実化を行っております。そのほか必要な情報整備等も行っております。

6ページ目になりますが、P R T R電子届出の促進としまして、先ほど4ページ目のスライドでも御紹介いたしました。関係業界や自治体と連携しながら周知に注力いたしました。また、周知・人材育成の観点から化学物質管理セミナーを開催し、より多くの方に御参加いただけるよう、オンラインとオンデマンド配信とで実施いたしました。また、国



や自治体向けへの研修の開催、GHSに関する最新情報のパンフレット類の御提供などを行っております。引き続き化管法の円滑な施行に向けてしっかりと取り組んでまいります。

私からの御説明は以上です。ありがとうございました。

○田村室長 オゾン層保護等推進室長の田村でございます。どうぞよろしく願いいたします。私からは、フロン対策の動向について、資料4を用いて御説明いたします。

まず、1ページ目を御覧ください。2030年度に2013年度比でフロンの排出を55%削減するという地球温暖化対策計画における目標の達成に向けて、経産省では特に製造分野における対策として、このスライドにあるような施策を進めてまいりました。また、昨年6月には産構審・中環審の合同会合において、改正フロン法の施行5年後における施行状況の評価を取りまとめたいただいております。これらのトピックスについて、資料に沿って具体的に説明させていただきます。

まず、2ページ目を御覧ください。フロンのライフサイクルにおける蛇口に当たります、フロンそのものの製造量・輸入量について、その削減実績をこちらに示しました。緑色の階段が、モントリオール議定書に基づく我が国のフロン消費量の上限になります。これを超えないように、この赤い線で示された使用見通しに沿って、オゾン層保護法でフロンの製造量・輸入量を割り当てているところでございます。2020年、2021年とも実績値が使用見通しを下回っておりますので、このままいけば2024年に大きく下がる消費限度はクリアできる見込みと考えております。ただ、今後は2029年に基準値から70%と消費限度が大幅に削減されますので、これをクリアするべくさらなる削減を進めてまいります。

次に、3ページ目を御覧ください。上流対策の一つである新たな研究開発プロジェクトになります。最終的に地球温暖化係数（GWP）が10以下の冷媒を開発するべく、来年度から5年間のプロジェクトを開始するため、来年度は5億円の予算案を現在提出しているところでございます。本年度まで実施する5年間のプロジェクトでGWPの低い冷媒開発を行いまして、一定の成果を上げているところではございますけれども、新たに開発された冷媒には省エネ性の低下や安全性などの課題がございます。この課題を解決するべく最適な混合冷媒の開発とこれに対応した機器の開発支援を行いまして、いまだ代替冷媒の目途がついていないエアコン分野あるいは小型業務用冷蔵庫の分野でフロンの代替を進めてまいりたいと思っております。

次、4ページ目をお願いいたします。同じく上流の対策の一つである指定製品制度になります。これはフロンのトップランナー制度とも呼ばれまして、製品分野ごとに使用され

る冷媒の地球温暖化係数（GWP）の目標値と、これを達成する目標年を定めております。昨年のフロンワーキングで御議論いただきまして、この表の中でブルーにハイライトされている6製品、これらを新たに追加することとなりました。それぞれのGWP値と目標年をこの表にあるように定めるべく、現在関係する省令・告示の改正作業を進めているところでございます。このように製品カテゴリーをさらに増やしていくことも重要ではありますが、既に指定されている製品カテゴリーでも目標とするGWPがいまだに高いものがございます。そのため、これらの目標GWPをさらに引き下げられないかということについて、製造事業者の皆様と現在検討を進めているところでございます。

5 ページ目をお願いいたします。ライフサイクルの中流に当たりますフロン使用機器からの漏えい防止対策として、遠隔監視システムの導入を推進しているところでございます。フロン排出抑制法では、フロンの使用時漏えいを防止するべく3か月に1回の簡易点検を機器の管理者に義務付けているところでございます。一方で、この点検によって漏えいを発見するだけでなく、機器の状態値を計測して、これを正常値と比較することで漏えいの可能性を検知できるシステムが既に市場で販売されております。そのため、その性能について一定の要件を満たすことで、漏えい検知に必要な措置が講じられている場合には、フロン排出抑制法に規定されている簡易点検に代えることができる旨の告示改正を、昨年8月に行ったところでございます。

6 ページ目をお願いいたします。最後に、下流のトピックスとして、昨年末に公表した廃棄時回収量について御紹介いたします。2021年の実績値を環境省とともに公表いたしましたけれども、回収率は前年と同様4割程度となっております。そのため、今後ともこの回収率の向上に向けた対応を私ども推進していきたいと思っております。

最後に、7 ページ目をお願いいたします。昨年6月に産構審・中環審の合同会合で取りまとめたいただいたフロン排出抑制法平成25年改正の施行状況になります。資料に掲載されている①から⑤までが当時の改正で新たに構築された制度になりまして、これによりフロンをそのライフサイクルで管理することを目指しました。時間の関係上、これらの一つ一つについて説明することはいたしませんけれども、全体としてはフロンをライフサイクルで管理することで期待される排出抑制に寄与していると、そのような評価をいただいたところでございます。今後はこの方向性を維持しつつ、これらの項目の一つ一つについてさらなる対策の強化を図ってまいりたいと思っております。

なお、これ以降は参考資料ですので、説明を割愛させていただきます。

私からは以上でございます。

○太田室長　　続きまして、資料5を御覧いただきたいと思います。化学兵器禁止法の施行状況と動向につきまして、化学兵器・麻薬原料等規制対策室の太田から御説明申し上げます。

1ページをお願いします。こちらは制度の概要ですが、化学兵器禁止条約ですとか、その国内実施法の化学兵器禁止法に基づきまして、サリン等の特定化学物質の製造等を規制しております。また、化学兵器の原料になり得る指定化学物質につきまして、製造等の状況を把握いたしまして、化学兵器禁止機関（OPCW）に毎年申告をしているところでございます。OPCWは、この申告を受けまして国際検査を実施いたします。日本は年間約20事業所の検査を受け入れているところでございます。

続いて2ページをお願いします。トピックスでございますが、まず1番目、OPCWによる検査はコロナ禍で2020年4月以降中断されていましたが、去年は感染対策を行って16件の検査を受け入れ、問題なく終了しております。

2番目ですが、電子化の推進により、今年度から指定化学物質製造等のシステムによる届出受付を開始したところでございます。現在、2月末までの締切りということで、令和4年の実績届出を受け入れているところでございます。

続いて、3番目でございますけれども、特定化学物質として規制されている貝毒の一種でありますサキントキシンにつきまして、研究機関による無毒の鏡像異性体の開発に成功したというものでございます。検査・研究の標準物質として期待されているため、有識者による御意見を踏まえまして化兵法の取扱いについて検討しているところでございます。

続いて3ページを御覧ください。こちらは国際検査の件数の推移でございます。

それと、続いて4ページを御覧いただきたいと思います。こちらは届出件数の推移を示したものでございます。

資料5は以上でございます。

○水野課長　　続きまして、資料6でございます。水銀法の関係の説明になります。

水銀法につきましては、水俣条約に基づきまして水銀法が制定・施行されてございます。主な規制といたしましては、水銀添加製品の製造・輸出入の規制、それから水銀の貯蔵、そして水銀含有再生資源の管理、この大きく3点につきまして規制をかけているわけでございます。

おめくりいただきまして、スライドの2番でございます。今申し上げましたもののうち、

この水俣条約の締約国会合におきまして水銀添加製品の規制に関する諸々の動きがございましたので、御報告させていただきます。

青枠の1つ目、2つ目でございますけれども、締約国会議の中で水銀添加製品の規制の見直しが初めて行われました。見直しの結果、その下でございますけれども、水銀添加製品の追加が行われました。①から⑧まで掲げているとおりでございます。この決議がなされましたので、これを踏まえまして今後国内法令を改正する予定ということで鋭意進めてまいっております。

また、引き続き3つ目の丸でございますけれども、COP5、今年の10月でございますが開催予定でございます、また新た水銀添加製品が追加されるであろうということで議論予定となっております。いずれにいたしましても、追加される物品のものにつきましては国内への影響がどうなっているのかということもよく業界とも調整させていただきながら、できるものについては前倒して規制をするといったことについて取り組んでまいっているところでございます。

続きまして、次のスライドでございます。水銀汚染防止法でございますけれども、2017年8月に施行されて施行後5年ということで、水銀法の附則8条におきまして、施行後5年を経過した際に施行状況について検討を行うとされてございます。これを踏まえまして、今年度その施行状況についての検討会を環境省と合同で開催しているところでございます。3月に最終回を開く予定でございますが、その下に列挙しておるような議題につきまして議論しているところでございます。1つ目の丸が施行状況のところでございますけれども、水銀の関係の貯蔵あるいは管理の状況に関する規制の状況、それから、下から2つ目、1つ目でございますけれども、COP4・COP5締約国会議における動きについて先生方に御紹介をして御意見を賜っているところでございます。

資料6につきましては以上でございます。

続きまして、資料7、引き続き私のほうから御説明させていただきます。化学物質管理に関する横断的な取組ということで、今までの資料は縦割り、法律上の説明でございましたけれども、それぞれ横断的なものもございますので、まとめてここで御説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、1から4まで、目次に掲げさせていただいているとおりでございます。

早速でございます、1.の電子化関係であります。スライドをおめくりいただきまして、

スライドの3番でございます。電子化関係の取組につきましては、この青枠の1つ目を御覧いただければと思うんですけども、1つ目の丸でございます。今まで6つほど法令を御説明申し上げました。もろもろの手続たくさんございましたけれども、全て合計しますと大体99種類、100種類近くございます。そのうち電子化が実施されたものは31種類ということで、約3割でございます。ただ、手続の件数は多い少ないがございまして、件数を申し上げますと99種類で10万3,000件ほどございまして、そのうち電子の利用率は63%ということでございました。こうした件数、多い少ないがございまして、電子化もめり張りを利かせて進めてございます。2つ目の丸でございますが、最も多いものが3種類ございます。1万件を超えるものは3種類ございまして、その全ては既に電子化してございます。ちなみに、その3種類で、先ほど10万3,000が99種類でございましたけれども、この3種類だけで9万3,000ございまして、9割方はこの3種に集約されますので、この電子化の率をどう上げていくかというのが今後の課題かと認識してございます。また、31種類は電子化しましたが、残りの68種類の電子化はいまだでございまして、これにつきましても鋭意進めていかなければならないという認識の下、下の青い矢印にございまして、2025年までには行政手続、全ての行政手続で電子化を進めるとともに、今申し上げましたような多数の件数があるような電子手続につきましても電子化率を上げていくという両輪でやってまいりたいと思っております。

おめくりいただきまして、次でございます。化学物質管理の高度化に向けた取組のところでございます。スライドの番号では5番でございます。

まず、「ウェイトオブエビデンス」の導入検討ということで、この青枠の※印のところを御覧いただければと思うんですけども、ウェイトオブエビデンス (Weight of Evidence)、昨年も御説明したかと思いますが、単一のデータに依ることなく、複数の利用可能なデータを組み合わせて総合的に評価する考え方ということで、これで精度が向上するのではないかということが期待されているところでございます。期待されているところとございますが、実際の化審法に基づく審査につきましては法定の試験がございまして、デフォルトで動物実験という形になっているかと思いますが、これをいかにこのウェイトオブエビデンスの考え方が導入できるのかということを進めていくということで、下の緑に掲げておるような取組を今年度進めてまいりました。

また、人に関する毒性に関しても、次のスライドでございます。スライドの6番でございます。ビッグデータ、AIを活用いたしまして、これまで——昨年もこれは御紹介した

かと思いますが、技術開発プロジェクトを5年ほど進めてまいりました。青枠の3つ目の丸でございますが、今年度は成果の報告をしつつ社会実装を目指すべきというふうに有識者の方も御指摘ございましたので、これをどのような形で社会に実装していくかということが今後の課題ということで、来年度以降も進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、スライドの7番でございます。こちらのスライド、これも昨年御説明したかと思いますが、各業界別に、今企業間での化学物質に関する含有情報の伝達スキームが構築されているわけでございますが、業界横断的なスキームというものを構築すべく、国際標準の策定といったものを今検討しているところでございます。この成果につきましても、引き続きこれは努力してまいりますけれども、上げられるように進めてまいりたいと思っております。

次のスライドでございます。情報基盤でございます。これも昨年、情報基盤の在り方ということで御説明しましたけれども、足元、今調整中ということで少しずつ進めてまいっておりますが、こちらのポンチ絵に掲げておりますとおり、各省の法令に関して、その法令の執行のためのデータベースを構築されているわけでございますが、N I T E - C H R I Pを一元的に活用しながら各省のデータベースが紐付けられないかということで、調整中でございますけれども、この取組を足元進めているというところでございます。

以上が化学物質管理の高度化に向けたというこの2番目のものでございました。

3番目のところでございます。国際的な動向でございます。スライドは10番でございます。

S A I C Mでございますけれども、こちら昨年御説明申し上げましたけれども、その中でも今後の検討予定のところを御覧ください。I C C M 5を予定ということで、昨年は時期未定でございましたが、本年9月の下旬に開催される運びという予定でございます。その際に、2020年以降の新たな化学物質管理の枠組みとして策定が予定されておったポストS A I C Mが9月のI C C M 5では策定されるのではないかということになってございます。

次のスライドでございます。実際の検討状況を簡単に御説明申し上げますと、この青枠のところを御覧ください。今、1つ目の丸でございますけれども、申し上げましたとおり、9月予定のI C C M 5における合意を目指しまして、ポストS A I C Mの方向性を定めますハイレベル宣言案、それに基づく目的・ターゲットについての議論がようやく本格化してございます。こちらにつきましても、現行のS A I C Mにつきましても我が国において

はおおむね進捗してございますけれども、世界的には例えば取組がまだ遅延・停滞しているのではないかと、あるいはステークホルダーの参加が限定的ではないかといったようなところが指摘されているところでございますので、これらの指摘を踏まえまして、3つ目のポツでございますが、国際的な化学物質管理の進展、それから日本の産業の競争力向上ということを念頭にいたしまして、より実効性の高いポストS A I C Mを策定していくべく我々も貢献してまいりたいと思っております。

また、次のスライドのEUに関する管理の関係では、昨年申し上げましたけれども、2020年10月に欧州のほうで「持続可能な化学物質戦略」ということで、グリーンディールの一環として公表されました。これに関しましても順次動きがEU内でも進められているところでございますので、これを注視しながら我々のほうでも対応が遅れないように検討してまいればというふうに思っております。

最後でございます。化審法の見直しでございます。スライドの15番であります。こちらではファクトのところだけ御説明できればと思いますが、青枠の中でございます。平成29年の化審法改正、施行後5年がこの4月1日から迎えるわけでございます。前回改正後の施行状況を分析いたしまして、必要がありましたらその結果に基づきまして必要な措置を講じていくということで、前回改正の法律の附則5条にその旨書いてございますので、それに基づきまして対応が必要だというふうに認識しております。前回の改正の内容につきましては先ほど安全室長のほうからも説明がございましたので割愛させていただきますが、スライドの下に書いてありますとおりでございます。

資料の7番は以上でございます。

○東海会長・小委員長　ありがとうございました。

それでは、質疑応答及びディスカッションに移りたいと思います。お手元のネームプレートを立ててください。なお、なるべく多くの委員からの意見をいただきたいと思っておりますので、最初の御質問を受けた後で、まとめて事務局のほうから回答をお願いしたいと思っております。それでは、いかがでしょうか。ネームプレートをお立ていただければと思います。

布川委員、どうぞ。

○布川委員　徳島県で中小企業経営を営んでいる経営者として、大企業だけでなく中小企業がしっかり化学物質管理に取り組むことが、社会全体での化学物質による環境汚染防止に繋がると考えております。その視点から幾つか発言させていただきたいと思っております。

まず1つ目ですが、資料2の少量新規制度について、前回の法改正の効果に関する説明がありました。このように安全性を確保しつつ事業者の負担軽減を図る改正は中小企業にとっても効果があるものであり、化審法の改正をはじめ、今後の様々な制度の見直しの際にも、こうした事業者の経済性の視点からの対応を積極的に進めていただきたいと思います。

続きまして、資料3についてです。化管法の内容や今回の改正について、関係する全ての中小企業や小規模事業者がきちんと把握し、正確に対応しようと努力はしておりますが、経営資源に乏しい中小企業の取組に対して、引き続きセミナーなどを通じて周知の徹底と丁寧な説明などの支援をお願いしたいと思っております。

それから最後に、中小企業は、化学物質管理の重要性は十分に理解し法令を遵守すべく取り組んでいる企業もあれば、理解が不足している企業もあります。ただ、ただいま申し上げたような国における制度の見直しや制度の周知などの御支援、特に周知が大事だと思っておりますが、この御支援を得て、より質の高い化学物質管理の実現に貢献していきたいと思っております。

以上であります。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

そのほか、御質問等ございませんでしょうか。どうぞ。

○吉住委員代理（藤井様）　　化成品工業協会の藤井でございます。御説明ありがとうございました。当協会は中小企業の割合が70%と高く、限られたリソースの中で種々の法令等の対応について個々に担当者を設けることができず、兼務しているというのが実態でございます。このような状況を踏まえまして、私から3点、コメントとお願いをさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、資料2の化審法に関してでございます。ストックホルム条約において複数の物質の廃絶対象への追加の検討が進められており、最終決定された場合は化審法における第一種特定化学物質として管理されることとなりますが、第一種特定物質の指定に当たってはエッセンシャルユースや移行期間の設定など、円滑な廃絶に向けて、中小企業、それから末端・川下企業を含めたサプライチェーン全体に対する周知、御配慮をお願いいたします。また、前回の化審法改正から施行後5年を迎えようとしており、今後施行状況を分析して、必要があればその結果に基づいて必要な措置を講じるとおっしゃってございましたけれども、成立から半世紀を経る化審法がハザード管理からリスク



管理への移行、デジタル化の流れを受けて、時代に即したワーカブルな規制となりますよう、中小企業者の声にも耳を傾けていただきたく、よろしく願いいたします。

それから、2点目になります。2点目については、資料3の化管法に関してございます。本年4月より化管法の改正政令が施行となります。管理番号の導入、メールの送信またはインターネットを利用した情報提供方法の追加、準備期間の確保、各種説明会の開催、N I T E - GmiccsへのSDS様式出力機能の追加等、事業者の支援に感謝いたします。引き続きN I T E - GmiccsのSDS作成機能の拡充等、自前でSDS作成システムを持つことが難しい中小事業者への御支援をよろしく願いいたします。

最後、3点目になります。全体的なお話になるかと思えますけれども、SDGsの達成や2050年のカーボンニュートラルの実現、海洋プラスチック問題への対応等、化成品工業分野も化学物質の製造からリサイクルもしくは廃棄までのライフサイクルを通じた管理の重要性が増してきております。化審法・化管法以外にも、所管は異なりますが労働安全衛生法における自律管理制度への移行に伴う政令・省令等への対応、それから令和3年から3年間で表示・SDS及びリスクアセスメントの実施義務対象に追加される1,700を超える物質に対する対応には大手企業でも懸念の声が上がっております。その必要性は十分理解するところではございますが、複数の法規制に対する対応が各々ばらばらに進んでいまして、事業者、特に中小企業にとっては大きな負担になってまいります。適正なライフサイクルを通じた化学物質管理を効率的に実現するために、経産省様には、今後厚生労働省様、それから環境省様等、関係各省庁との連携を強化して化学物質管理に関する横断的な取組を進めるとともに、その調整役をお願いしたいと思っております。この場を借りてお願い申し上げます。また、経産省様が中心となって進められております化学物質管理に関する情報基盤の連携に関しても、中小企業者にとっても実効的で使いやすいシステムになりますよう御支援と御配慮をお願いいたします。

私からは以上になります。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

それでは、一応4名の委員の皆様方からの意見を頂戴した後に、第1ラウンドとして、そこで事務局からの御返答をお願いしたいと思います。それでは、東嶋委員。

○東嶋委員　　御説明ありがとうございました。科学ジャーナリストの東嶋と申します。1点質問と、それから1点コメントを述べさせていただきたいと思えます。

1点目は資料4なんですけれども、フロンとオゾン法に関して、ページ数は6ページに

なります。機器の廃棄時のフロン回収率が、おおむね、ここ20年ぐらいにわたって30～40ぐらいで推移しているんですけれども、2020年に改正フロン排出抑制法ができて、その効果というものを期待したいところなんですけれども、直近でやはり4割程度ということで、目標は2030年に75%とあるんですけれども、ここに至るまで、この排出抑制法が実際に効果を上げることができると予測されるのか、少し見解を伺えればと存じます。

それから、2つ目は意見なんですけれども、資料7で行政の手の電子化ということで、事業者や行政が手の簡素化の利便性・利益を受けるのは、それはそれですばらしいことなんですけれども、やはり国民・消費者の利益ということを考えますと、その電子化によって得た情報をビッグデータ化して、そこから化学物質のリスクを推定できるような、あるいは対策を迅速に打てるような、そういった情報集積が必要かと存じます。そこで、8ページでNITE-CHIPということで、NITEでこのようなデータベース化をされているということなんです、今のところ事業者の利用が考えられているかと存じます。理想的には、この資料の12ページにございますように、EUにおける化学物質管理の中で消費者への情報開示、それからサプライチェーンにおける有害物質含有情報の伝達というのがございますけれども、こういったことを目標に、データの集積、そして利用というものを進めていただければと思います。

以上です。

○東海会長・小委員長　ありがとうございました。

それでは、有田委員、お願いします。

○有田委員　有田です。よろしくお願いいたします。

私は、資料7の11ページ、ポストSAICMに関する検討状況のところ、ブルーの枠囲みの中の2番目の補足説明をおこなっていただきたいと思っています。先ほどの御説明で不足している現在の状況とは、それが国際的な状況なのか、我が国においてはおおむね進捗している一方、世界的には不足しているということなののでしょうか。日本のステークホルダーの能力不足なのか、実施能力不足が言われているのか、それとも国際的な問題なのか、その確認と補足説明をいただきたいと思いましたので、よろしくお願いいたします。

○東海会長・小委員長　ありがとうございました。

それでは、今4名の委員からの質問に対しまして、事務局からお願いいたします。

○水野課長　ありがとうございました。それぞれ資料の番号で御質問いただいているところがございますので、資料2については安全室長のほうから、それから資料3について

はリスク評価企画官のほうから、4についてはオゾン室長のほうから、それぞれ説明させていただきますまして、残りにつきましては私のほうで引き取らせていただきますまして説明させていただきます。では、まず藤沢室長のほうからよろしくお願いします。

○藤沢室長 布川委員から、少量新規が安全性を確保し、かつ事業者のために今回の改正になったというお話をいただきました。こちらのほうは叱咤激励をいただいたものと思いますので、引き続き頑張ってもらいたいと思います。

藤井委員からいただきました、まずはストックホルム条約の関係のお話がありましたが、まずはPOP s 条約の検討対象となったものは、早い段階から関係する業界・事業者と相談をしながら対応を進めているところでございます。ところございます特にエッセンシャルユースの議論をするときなどは、どういった使用法であれば環境の負荷を小さくし、そして使っていくことができるのかという観点で、産業界の意見を聞きながら進めさせていただいているものと考えております。現在POP s 条約の検討で最終段階に来ている物質につきましては、別途流通関係の調査も我々は実施しておりまして、今後、規制対象となることの情報を発信させていただいているところでございます。さらに、実際に化審法での規制対象となる際には当然原課等々も通じまして情報発信をしてまいりたいと思っております。

話は変わりますが、国内外の行政の関係とか公的機関における化学物質管理に関する公表情報につきましては、毎週N I T EのほうでN I T Eのケミマガというのを出しています。そちらのメールマガジンを見ていただきますと、どこの省庁でどういったことがやられ、公表されてされているということが分かるかと思っておりますので、ご活用いただければ幸いに存じます。

そして、改正の関係につきましては、5年たったところで評価分析し、そして必要があればその結果に基づいて措置を講じていくこととなっていくわけでございますが、施行状況の分析に関しましては当然中小企業を含めます関係業界の皆様方から御意見をいただいかなければいけないと思っておりますので、その際にはどうぞ御協力のほうをよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○濱口企画官 続きまして、化管法関連について御説明させていただきます。

まず、布川委員からいただきましたコメントありがとうございます。中小企業等の関係者の方に周知をもっと進めてほしいといった御要望と認識しております。今般の改正にお

きましても、先ほど御説明させていただきましたとおり、本年度は周知に注力させていただいておりました、今度の4月に対象物質が切り替わるということで、時期はまだ確定はしておりませんが、施行後に皆様に円滑に対応していただくために、引き続き周知は行ってまいりたいと考えております。今年度の届出でも約3万3,000事業所と大変たくさんの方々がいらっしゃいますので、工夫して進めさせていただきたいとは思っておりますが、なかなか隅々まで御説明が届くことは難しい部分もあるかなと思っております。どのようにすれば関係の方々に御理解いただけるかどうかというのを今後もぜひ御相談させていただけたらと思いますし、御協力をいただければ幸いです。

次に、藤井委員からいただきましたが、G-miccsなどを例として挙げていただきまして、今後の事業者様への御支援やG-miccsの改良等についてのご質問と認識しております。ご案内のとおり、今年度の初めから、G-miccsで、分類した結果をSDS様式で出力することができるようになっており、改良を随時進めております。リソースに限りがございますのでできるところからということにはなってしまうかと思いますが、ご要望いただければ、できるところから進めてまいりたいと思っております。NITEが管理しておりますので、NITEと相談しながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご要望がございましたらぜひ御連絡いただけたらと思っております。引き続きよろしく願いいたします。

○田村室長　　続きまして、フロン法、オゾン法の関係です。東嶋委員、御指摘ありがとうございます。まさに2020年にフロン法を改正しまして、追加的な規制を導入したわけですが、ただ、残念ながら2020年、2021年と、多少は増えたとはいえ4割程度にとどまっており、なかなか即効性のある効果が出ていないということで、我々も頭を悩ませているところでございます。ただ、一昨年に引き続きまして、昨年も警視庁が、フロン法に違反して機器を廃棄した事業者を摘発しておりまして、テレビや新聞でも大々的に取り上げられました。皆さんも御覧になった方がいらっしゃるかと思います。そういう意味で、こういった規制強化によりまして、かつこういった報道とかもございまして、フロンの回収依頼が増えたというような現場の声も、先般、テレビで放映されていたプログラムの中で紹介されておりました。私としても非常にうれしくこれを見ていたわけですが、我々としてもこのような事例を踏まえながら、じわじわと効果が上がっていくことを期待して、引き続き関係者に対して注意喚起や周知徹底を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水野課長　　それでは、私のほうから。

布川委員、それから藤井委員におかれましては、中小企業の観点からということで御意見を賜りました。我が国企業の99%以上は中小企業でございますので、中小企業の皆様方が取り組んでいただくことが、まさに布川先生のおっしゃるとおり社会全体の環境汚染防止ということに繋がるかと思っておりますので、周知のほうはやらせていただければと思っています。

その観点で、藤井委員のほうから御説明がございました。各省でばらばらの規制があるという話でございました。ライフサイクルでの管理の重要性というのはまさしくおっしゃるとおりでございます。ただ、いかんせん、私が資料1のほうで御説明いたしましたけれども、各省にまたがる法律がございます。御承知かもしれませんが、そういった各省にまたがる法律を、一気通貫というのはなかなか難しいところではございますが、各省の連携はそれでも進められるところは大いにあるかなというふうに思いますので、できれば、事務的にどこまで調整できるかは分かりませんが、情報基盤の話もございますし、各省の方向性、頭をそろえていくということをしっかり進めてまいればと思っております。

その観点で、東嶋委員のほうから御説明がございましたけれども、電子化の取組ということの御質問がございました。こちらにつきましてもおっしゃるとおり、国民の利益というのも重要でございます。例えばP R T Rに関しますと、これは公表の義務も国にかかってございます。したがって、これは事業者だけではなくて、そのデータを集積して公表するという取組、化管法ではございますけれども既に取り組んでいるところでもございますし、また、それ以外も、東嶋先生がおっしゃられているのは国民の利益の観点から広く検討すべきではないかというふうな御指摘ではないかと思っておりますので、その辺り、データをどう生かしていくのかというのは今後の課題かと思っておりますが、東嶋先生にもよく御指示・アドバイス賜りながら今後も進めさせていただければというふうに思っております。

最後に、有田委員のほうから、すみません、私の説明が若干舌足らずだったかと思えます。大変恐縮でございました。この実施能力の不足に関しましては、こちらは途上国政府というところでございまして、途上国政府におきまして、その政府の能力不足——すみません、資料に書くというのはなかなかあれなものですから、実質はそういう御指摘でございました。我が国における取組がという点は特にはございませんでして、むしろ途上国の政府の公務員のキャパビリティをどう進めるべきかとかいうようなところで、会会期間会合のほうで話されているところでございまして、実際のターゲットあるいは目標のところでもそのような記載が散見されるところでございます。我々といたしましてもどこまでできる

かは分かりませんが、そういったところの問題意識、国際的な問題意識でございますので、踏まえてポストSAICMに向けた取組を進められればというふうに思っております。

以上でございます。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

それでは、第2ラウンドということで、お待たせいたしました恐縮です、柿本委員、どうぞ。

○柿本委員　　主婦連合会の柿本でございます。御説明ありがとうございました。私からはコメントが2点ございます。

まず、資料2の優先評価についてでございます。NPEが第二種に指定されるということで、そこは非常に丁寧に審査をしていただきましてよかったと思っておりますが、ぜひ予防原則にのっとりこれから丁寧な審査をお願いしたいと思っております。

それから、2点目でございます。資料3、先ほども出ておりましたけれども、電子届出、電子申請について、促進策をいろいろ打っていただいて74.3%まで上がったということですけれども、資料7の横断的な取組のところ非常に膨大な数があって、工夫をしながら進めているという話がありました。これは事業者も行政も、それからもちろん先ほど東嶋先生から御指摘ありましたように市民にも非常にメリットがございますので、これは丁寧に、なるべく速やかに進めていただければという希望を持っております。

あと、もう1点、先ほども出てきましたけれども、NITEのCHRIPでしたっけ、公開可能な情報というところが、やはり事業者にとっては、情報は非常に重要なものですので、その綱引きがというか、あるのだろうなというふうに推測をいたします。非常に難しい取組だとは思いますが、実りのある活動になるように期待をしております。

以上でございます。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

それでは、織委員、お願いします。

○織委員　　ありがとうございます。全化学物質管理について網羅的な御説明をいただきましたこと、ありがとうございます。1年たってみて今年すごく思ったのは、すごく効率化が図られてきたなということをひしひしと感じました。電子化が進んでいることもすごく、NITEを含め努力の結果であったかと思えます。残念ながらちょっとPRTTRのほうはもうちょっと頑張ってもらいたいなというところがあるので、なかなか中小企業もあって難しいところなのかなというふうに思っています。

少量新規についても事業者の予見可能性が増えて法改正の意義が出てきたというところなんですけれども、資料2の化審法の7ページのところの少量新規に関してなんですけれども、この改正によって大幅に減少してきて、その結果というか、事業者の予見可能性がすごく高まったという点はすごくプラスなんです。では、今後、少量新規の意義というのはどこにあるのか、これからの方向性というのは少量新規ってどういうところに図っていくのかということをちょっと伺いたいなというふうに思っているところなんです。

もう一つが資料2の28ページのほうになります。ちょっと御説明、参考資料の中で出ていかなかったんですけれども、G L Pについて今年の秋に査察が入ると29ページになっているんですけれども、この査察に関して、査察に耐えられる適合性を受けるために、日本の基準と実際にO E C DのG L Pの基準で何かそごがあるのか、あるいはどういう点を考慮しなければならないのかという、そういったところ。あるいは、かつての指摘事項、要改善事項、指導、いろいろランクがあると思うんですけれども、そこら辺についての対応がどうなって変わっていくのか。そのO E Vに関してどういうふうに考えて、基準のところのそこをどういうふうにやっていっしょるかということは、この2点は質問です。

それから、コメントになるんですけれども、資料7の横断的な取組というところで、有田さんのほうからも言われたんですけど、ポストS A I C Mのところ、すごく気になっているというか、重要なところだと思っているんですね。今までのこの化学物質管理の政策の報告会においては国際的な取組というのが割と大きなポイントとなって、特にアジアに向けてのキャパシティービルディング、先ほどもちらっとお話が出てきましたが、必ず出てきていたところなんです。今回ちょっとその辺について弱いというか、触れられていないというところが若干気になっているところなんです。日本の化学物質管理、国内の中できちんとやっていくだけではなくて、私たちがアジアに向けてどういう役割をしていくのかという、そこについて日本政府としてどう考えていくのか。ポストS A I C Mに向けてどういうふうにそこを主張していくのかということが1点です。

それから、E Uをはじめ、サステナブルケミカルマネジメントという形で、持続可能な化学物質管理、S D G s と絡めて出てきている。これは脱炭素にも、それから温暖化問題にも化学物質管理というのは物すごく絡んできているんですね。それが今回の御報告においては触れられていない。脱炭素、温暖化、そういったものに対して化学物質管理政策を日本としてどういうふうにアピールしていくのかという、そういう視点がすごく重要になってくるのではないかと。特に今、サーキュラー・エコノミーをはじめ、廃棄物管理が資

源をより循環して使っていこうという中で、リサイクルされてきたものの情報、化学物質の情報という、これはどうしても省庁間横断のものになってくると廃掃法との絡みではあるんですが、そこについても議論していかないといけない状況になっているのではないかと、そういう問題意識が少し欠けているのではないかと思うんですね。ですから、横断的な部分というところについてもっと国際的に、全体の日本国政府の施策の中における化学物質管理政策というものをもう少しクリアにというか明確に出していただかないと、この1年間の成果としてはちょっと弱いのではないかなというのがコメントです。

以上です。

○東海会長・小委員長　ありがとうございました。

須方委員、お願いします。

○須方委員　私も、資料7の化審法の見直しという点について触れさせていただきたいと思います。

今、織委員からもございましたけれども、前回の改正時、少量新規を改正いただきまして、事業上の予見性がアップしたというお話がございました。まず、本件についてはこの場をお借りして改めてお礼申し上げます。ただ、その際に、少量新規が導入された当時の背景なんかも御説明いただいたと思います。それから数年が経過し、現在では、少量新規化学物質の申出の確認作業を進めるにあたり、事業者から届出をされた物質について、N I T Eさんのほうで第一種特定化学物質相当の化学構造を有しているかどうかを構造活性相関から評価されておられます。こういった手法は、少量新規が立ち上がった時点あるいは5年前の前回の改正のときには、まだまだ実用化できるレベルにはなかった科学技術です。Precautionary Principleの中中定義には、科学的に利用可能な情報が増えてきた場合には規制を見直すことができる得るというふうに書いてございます。これは決して予防原則の規制が駄目だということではなくて、技術が進歩したらそれが現在の規制へ利用できるかどうかということを改めてレビューし、これにより、更に適切な規制へ改正していくというふうに解釈できます。実際にN I T Eさんが評価されるに当たって、第一種特定化学物質相当であることが懸念された例がゼロではないと伺っております。ということは、事業者にとっては、申請をした結果、そこまで行ってから問題が発覚したというようなケースが実際にあるということを意味します。本来考えますと、自主管理の中でそういったものを事業者自らが予見できて、第一種特定化学物質相当であることが疑われる物質の開発に対しR & Dの投資をせずに、より安全な化学物質の開発を最初から狙っていくという



のが本来のあるべき姿です。規制もそういうふうリードいただけたらというふうに思います。ですから、最新の科学技術に関し、行政のほうで利用されているのであれば、ぜひそれを事業者へ紹介いただけますと幸いです。大企業では実際に社内でそういった技術を既に利用していると伺っています。決して大企業だけではなくて広く一般にそういったものが利用できるようなれば、現在の少量新規についても改めてその形というのを見直せるのではないかなというふうに思っておりますので、まず1点、そういう部分についてコメントさせていただきます。

もう一つは、サーキュラー・エコノミーの話です。具体的には、今まで廃棄物となっていたものを循環させるということになりますと、これまで廃棄物と呼んでいたものが有価物の取り扱いに変わる可能性がございますが、そういったときに、現在の化審法において、適切に対応できるのかどうかという点でございます。そういった循環型社会というのは、EUが進めていますGreen DealにおけるChemicals Strategy for Sustainabilityの中で進められていますが、ポストSAICMの議論の中でもそういった言葉が端々で既に出てきています。もちろんポストSAICMは議論中でございますが、5年に1回の改正の機会を考えたときに、的確にこういった国際的な動きに対応していくため、こういった部分についても前広に、何か対応が必要なのかどうかというのを議論していくというのは必要ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○東海会長・小委員長　ありがとうございました。

それでは、玄地委員、お願いします。

○玄地委員　玄地でございます。私のほうからは、去年とかも、今後の在り方の資料が昨年があったと思うんですけども今年度はなかったということもありますので、ちょっとその辺に触れてのコメントとかをさせていただければと思います。そういう点では、資料7の横断的取組に近いところかなというふうに思うところです。

本日、化学物質管理の法律に関しての施行条項ということで御説明いただきましたが、化学物質がサプライチェーンの中での重要な役割、また、先ほどから循環経済等の中でも非常に注目される物質であるということ間違いはないかと思います。また、一方、ゼロエミッション2050年とか、あるいは特にLCA (Life Cycle Assessment) との融合とか、そういうものというものが今求められる状況になってきているということかなと思うところでございます。特に自動車業界あるいは電気・電子業界とか蓄電池とか、その辺という

のは欧州の実際の規制がもう入るところになっており、そこでの安全性と、それから温暖化というか、温室効果のガスの排出量、デジタル化するのであればぜひ一元化というか、そういう情報を本当は一緒に流していただきたいなと思うところではございますが、法律的な対応の部分と、それから海外での規制、あるいはそういうところに対応する部分というのを一緒に扱うというのはかなり難しいし、また、省庁横断的であることは十分承知しておりますので、また省内の各課の調整等とかいろいろあるかとは思いますが、デジタル化は一回進んでしまいますと非常に融合が難しい部分というのが出てくるのかなというところではございますが、今、過渡期だからこそできることということにぜひ着目していただきたいなというふうに思うところではございます。それが1点です。

そういう観点からしますと、先ほど須方委員のほうもお話がありましたけれども、廃棄物というか、そういう循環した物質に関する、循環利用に関する安全性あるいはサーキュラーを意識したばく露評価とか、サプライチェーン全体でのばく露評価をどう考えるかといった部分、そこはまだツールあるいは手順書といったものがないという認識でおりまして、その辺を今後、先を読んで検討していく必要があるのではないかなというふうに思っているところではございます。また、それに関してはある程度時間が必要なので、専門家の育成、またどんどん進む欧州に対抗できるポテンシャル、そのようなものに関してもきちんとつくっていく必要があるという認識でいると。ちょっと産総研ということもあるんですけれども、そういうコメントをさせていただくということで、以上です。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

それでは、4名の委員の御意見、御質問をいただきまして、事務局からお願いします。

○水野課長　　ありがとうございます。幾つか賜りましたので、ちょっと整理させていただきますと、まずNPE関係、それから少量新規の関係が幾つか御質問あったかと思えます。その辺りにつきましては藤沢室長のほうから御説明をいただければと思います。それ以外の部分は私のほうから御説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○藤沢室長　　安全室の藤沢でございます。

まず、NPEに関しましては、第二種特定化学物質そのものは平成2年に指定されてから三十数年指定されたものがなく、また、平成15年に化審法が改正されて生態影響を見るようになってから、初めて生態影響が根拠となりまして第二種特定化学物質に指定されることになったと。これも新しいデータ、知見、それが出てきたがゆえに、リスクの懸念がないとは言えない、疑いがあるということで指定させていただくことになりました

そして、織委員から出ました少量新規の次はという御質問ですが、これは申し訳ありません、今答えを持ち合わせてはおりませんので、ここはちょっとペンディングとさせていただきます。

そして、先ほど須方委員から2つほど化審法関係のお話があったかと思いますが、まず、先ほどの少量新規で、N I T EでQ S A Rで評価しているではないかというお話がありましたが、こちらのほうは、その手法につきましてはホームページで今公表しておりますので、誰もが見る事が可能となっております。ですので、そちらのツールをダウンロードして、多分エクセルか何かのマクロになっていたかと思いますが、活用いただければ使うことは可能かと思えます。先ほど、科学的に技術が進んでいったなら新しい技術を使ってよりよい制度にしていければいいのではないかというお話かと思うんですが、そちらのほうは今後一緒に検討させていただければと思っております。

また、サーキュラー・エコノミーのお話の関係ですが、この部分はリサイクルを進めるべきお話と、一方で、何ができているかをしっかりと把握でき得るのかどうかといった観点などを踏まえ、こちらのほうも引き続き検討させていただければと思えます。

G L Pにつきましては、今村のほうからお願いします。

○今村企画官　それでは、すみません、化学物質安全室の今村でございますけれども、織委員のほうから御意見いただきましたG L Pについて御回答させていただきたいと思えます。

G L Pのほうにつきましては、御承知のとおり基本的にはO E C DのG L P原則にのっとってということがございますので、大枠では基本的には国内のG L P制度はどれも同じような設計になっているというところだと認識しております。他方で、細かい運用とかそういうところにつきましては、各法令、あとそれから化審法の中についても、やはり運用の細かいところでは違いがあるというところがございますので、この点については、前回10年ほど前にO E C DのO E Vを受けたときもそのような点についての指摘を受けているところがございます。それに向けて現在、今年また秋にO E Vを受けることになっておりますけれども、その辺の運用についてのずれている部分というところをなるべく合わせていくということで今現在準備をしているところでございます。

○水野課長　では、残りは私のほうから御説明をさせていただきます。

まず、柿本先生のほうからは激励なのかなと思えますけれども、電子化については丁寧に迅速にということで、両立するように我々のほうも取組を進めさせていただきたいと思

います。なるべく実りがあるようにということをございました。その辺りもちょうと、事業者、それから消費者の皆様方、いずれに対してもそのような形になるように進めてまいればと思っております。

それから、続きまして織委員のほうから、ポストSAICM関係で、アジアのキャパビリティに関してという話をございました。こちらに関しては、少し詳細をございましたので御説明の中には入ってございませんでしたけれども、アジアに関しての我々の取組というのは、そんなに活発ではございませんけれども、着実に進めてございます。例を申し上げますと、例えば日・メコンで取り組んだものとして、電子データベース、安全データベースというものもございましたが、共同で引き続き運営してございます。また、AOTSの事業等々で、例えばラオスで化学物質管理の説明をしてくれという話もございまして、リモートではございましたけれどもレクチャーをさせていただくなど、今年度も引き続きやっございます。また、chemSHERPA関係でもアジア向けのセミナーといったものを開催しているところをございます。その上で、恐らくは、織先生のご指摘は、それをポストSAICMで日本もちょうとやっているんだということをしっかりアピールすべきではないかという御指摘だと思います。この辺りは、もちろんSAICMの中で主張できるところはきっちり主張してまいりたいというふうに思っございますので、ぜひ応援を賜ればというふうに思っございます。

また、その他、須方委員、玄地先生のほうからも出でございました、織先生からもございましたけれども、恐らく共通しているのではないかと思います、サーキュラー・エコノミー関係とか、あるいはライフサイクルでの取組に対する指摘、あるいはSDGs、温暖化の話もございました。特にEUのほうでもカーボンニュートラルの動きが先行しながら、その他に持続可能性に関わるポリューション関係の対応についてのタクソミーの検討もしているというふうに認識してございまして、そういった動向については注視してございますので、遅れないようにしてまいればというふうに思っございます。また省内でも、化学物質管理だけではなくて広くブロードに捉えると、サーキュラー・エコノミーを所管する資源循環課というような課もございまして、あるいは最近はGXもありますけれどもSX、サステナビリティートランスフォーメーションというような観点での取組があるかというふうに認識してございます。そこの辺りは産業政策局などでやっているわけでございますけれども、それぞれの省内の取りまとめがございますので、彼らとは日常的に情報共有してございますので、連携を深く図ってまいりたいというふうに思っござい

ます。ぜひその辺りも引き続きアドバイスを賜りながら、我々のほうでも情報提供させていただきながら進めさせていただければというふうに思っております。ありがとうございます。

○東海会長・小委員長　それでは、第3ラウンドということで、林委員、お願いします。

○林委員　NACSの金藤の後任になります、林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

化学物質管理に関しては、電子化、高度化、国際標準化が図られている動き、よく理解することができました。業界横断的な取組ですとか省庁間のデータベース化ということで、そういったビッグデータ化をしていって、それを活用していくという流れも理解できました。私も最近、NITEのメルマガに登録させていただいたところです。一般消費者にはちょっと難しいかなと思うんですけども、たまに一般消費者向けにも易しい解説版などもつけていただくといいなと思いながら拝見しております。

私からは2点ございまして、まず、先ほどからいろいろな委員の方々がおっしゃっておられますサーキュラー・エコノミーですね。今、消費者のライフスタイルもこのようなサステナビリティを志向するようになっておりまして、サーキュラー・エコノミーに市場もかじを切っているところなんですね。その中でやはり、国の化学物質管理の在り方というのがこれにどこまでついていっているのかなというところがちょっと疑問に思うところがございます。私は地球温暖化対策を市民に啓発するような活動をずっと続けておりますけれども、温室効果ガス削減の方向で向かっている中で、やはり冷媒におけるオゾン層破壊物質からの代替に伴うハイドロフルオロカーボン類の排出量が年々増加しておりまして、これが2013年度比で61%増えているというところはやっぱり一番気になる場所なんですね。なので、オゾン層破壊に関してはうまく世界が協力して対策ができたと思うんですけども、それと引換えに地球温暖化の原因になるガスを大変大量に出してしまっているというところでは、やはり冷媒の管理というところが大事なのではないかなと思います。

それで、業務用の空調冷凍機が冷媒の68%で、家庭用エアコンが19%というふうに私は理解しているんですけども、その家庭用エアコンはもともと家電リサイクル法でフロンの回収というものが定められているんですが、私がエアコンを買ったときに、実際に工事に来た人たち、ちょっと外の作業をぱっと見に行きましたら、フロン回収をしている様子がなかったので「フロンは回収しましたか」と聞きましたけれども、「いや、終わりました」と言われて、でも回収しているタンクもないし、「終わりました」と言われるし、

これは消費者が実際に見ても分かる人がなかなかいないというところは、やっぱり監視体制ができていないなというところがあるものですね。なので、2020年の4月からフロン排出抑制法というものができて、業務用に関してもフロンの回収というものが強化されたということなんですけれども、これはもう電子化とか高度化とかではなくて、もう少し何か簡単な仕組みで監視といいますか、できるのではないかなというふうに思われるところもありますので、ここはやはり集中的にやっていかないと、このハイドロフルオロカーボン類の回収というところは難しいのかなというところを思うところです。

そのくらいでとどめたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○東海会長・小委員長　ありがとうございました。

それでは、有田委員、お願いします。

○有田委員　私の意見は化管法に関してです。化管法の対象物質にはなっているPFO SやPFOA、昨年、WHOなどでいろいろな情報が出され、環境省、厚労省、それから食品安全委員会も今年1月には、情報収集に努め、対応、規制なども考えていくという方針を出しました。化管法の対象物質としてこれまで大量に使ってきたわけですから、廃棄物から土壌に移行しているなどいろいろなことが考えられる。健康影響、水道関係ですから厚労省や環境省が基準値なども考えてというのは分かります。が、化管法に関わっている経済産業省はどういう立ち位置で動いていただけるのでしょうか。確認したいと思います。

以上です。

○東海会長・小委員長　ありがとうございました。

そのほか、お気づきの点等はございませんでしょうか。どうぞ。

○福田委員　説明どうもありがとうございました。日本化学工業協会の福田でございます。前任の森川から替わりまして、今回初めて参加させていただきました。1つ質問と、1つコメントがございます。

まず質問のほうですけれども、電子での届出、行政手続の簡素化ということで非常に良いことだと思えました。説明の中で、全体で10万件を超える件数があり、3種類を電子届出に変えて、これは9万件以上にあたるという御説明があったかと思えました。一方で、全体で電子届出がされているのが70%弱ということで、仕組みができている届出の中で、電子化が利用されていないものが2万件程度あると思うのですが、なぜその仕組みがあるのにできていないのかという辺りを少し調べていただいて、トレーニングや講習会ですと

かPRですとか、そういったところで改善できるのであればさらなる簡素化に繋がると思っていますので、進めていただければなというふうに思いました。

コメントのほうは、何名かの委員の方がお話しされていたサーキュラー・エコノミーと化学品管理の関係性なんですけれども、ヨーロッパがやはりルールづくりで先行しているというふうに私も感じています。サーキュラー・エコノミーの実態のところで行くと、CO<sub>2</sub>の削減については、地球的な規模とは違って、かなり地産地消的なものが多くて、私どもも業界の中で、お客様が、ぜひ循環型社会への貢献ですとかサーキュラー・エコノミーへの貢献ということで商品をリサイクルできないかという相談をたくさん受けるようになりました。その中で、やはりばく露のシナリオですとかそういったものも含めて、どんどんリサイクルが進んでいく中での化学品管理の在り方というものを、サプライチェーン全体の関係者の中で早く議論を始めていくということが必要ではないなと思います。ヨーロッパの先行するルールづくりとは別個に、これは日本国内でもぜひ議論を進めていくべきかと思いましたが、これはコメントとして述べさせていただきます。ありがとうございました。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

それでは、そのほか御意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、事務局のほうからお願いします。

○水野課長　　ありがとうございます。林先生のほうからはフロン関係でございましたので、オゾン室長のほうから御説明させていただければと思います。有田先生の化管法につきましては一旦濱口企画官のほうから説明させていただきまして、その他残りの部分は私のほうから説明させていただければと思います。よろしくをお願いします。

○田村室長　　林委員、どうもありがとうございます。ちょっと衝撃的なお話だったんですけれども。私もエアコンを買い替えたりしたんですが、恐らくコンプレッサーを回して回収しているので、あまり目立たないんだと思うんですね。フロンというのは多分そのまま抜くとプシューと出て霜がついたりするので、結構そっちのほうが目立つかなと思いつつ、御指摘のとおり、本当に回収したのかどうかというのは、非常に重要な点だと思っております。特に事業用の場合ですと、ちゃんと回収証明書を出して、その回収証明書がないと機器を捨てられないということがフロン法の規制強化の中でできております。他方、実際に見て回収されたのかな、どうかなというところというところも一つの視点だと思いますので、そういったところもこれから我々の視点の一つとして考えさせていただければ

と思います。ありがとうございました。

○濱口企画官 有田委員、ありがとうございます。まずPFOSもPFOAも化審法では第一種特定化学物質に既に指定されており、化管法ではPFOSは現行の指定物質で、PFOAは今度の改正からの指定物質となっております。化管法では、御案内のとおりですが、基本的には事業者の届出データを出していただくというもので、排出量と移動量については、ざっくり申し上げると、PFOSについては排出しているということになると基本的には問題がございますので、もしそうしそういうことがあればそれをどうしていくかという検討をすることも十分あり得るかなと思います。移動の場合は、処分なり処理をするということになりますので、適切に処理されているということであれば、一定程度状況をウオッチしてということになろうかと思います。それ以外、例えば排出源が分からないといった問題が今でてきてございますけれども、届出者でない場合は化管法だけというよりは、いろいろな観点で考えていかなければいけない部分があり、当省だけでなく環境省などと連携しながら、対応が必要かということを考えていく必要はあるかもしれません。PFOAはこれから対象となる物質であるということもございまして、何ができるかというところ自体をちょっと明確にはお答えすることはなかなか難しいのですが、今後念頭に置いて考えていきたいと思います。PFOSのだけではなくてほかの対象物質も当然対象ですので、同様に念頭に置いて進めていきたいと思います。あまりはっきりとしたお答えとなっておらず申し訳ありません。

○東海会長・小委員長 どうぞ。

○有田委員 ありがとうございます。回答しにくいというのは十分承知しています。ありがとうございました。

○濱口企画官 ありがとうございます。

○水野課長 それでは、続きまして、残りにつきまして私のほうから御説明させていただきます。

福田委員のほうからの電子届出の関係でございます。未電子、電子対応されない事業者さんの要因分析ということでお話を賜ったかと思えます。様々ございまして、これはアンケート調査もやっております。それを踏まえて個別にそれぞれ対応していきたいと考えております。また、恐らくは中小の事業者さんが多いかなというふうには正直思っております。その原因については幾つかございますけれども、例えば中小の皆さんですとあまり届出物質・取扱物質が少ないものですから、例年と同じものをそのまま数値を書き換え



て提出すればまた同じものでよいというようなことになると、事業者からはわざわざそれを電子にするんですかということで、電子化のメリットがなかなか感じづらいような状況にあるという事業者さんもおられます。——これは典型例なのでケースとしては少ないんですけども、確かにそういう観点でいきますと書面をコピーしてそのまま届け出れば非常に楽なものですから、わざわざ電子にするというのはむしろ負担が増えるというふうに思われる方もいらっしゃるのかもしれませんが。そうは言っても利用すれば恐らくメリットを分かっていたらと思いますので、関心を持っていただける方は解説するとすごく分かっていたらんですけど、そこに至るまでがなかなかのかなと思っていて、我々としてはN I T Eさんと協力しながら、例えばテキストですとなかなか読んで簡単に分かるわけではないものですから、絵で示したり動画で示したり、あるいは、Q A形式にしますと事業者の知りたいことに手が届かないようなQ Aだったりするものですから、Q Aをホームページに上げるだけではなくて、例えばチャットボットみたいなものを使って柔軟にやり取りをしながら分かっていたらいいかな、そういうものも開発できないかということで今N I T Eさんと協力しながら取り組んでいるところでございます。より使っていただく方の立場に沿った形で運用するように、ちょっと知恵を絞ってまいりたいというふうに思っております。

また、コメント賜りました件につきましては、先ほども申し上げましたとおりでございますけれども、実態としてリサイクルの依頼が増えているという話もございましたので、そういったことも踏まえて、管理の在り方、E Uそのままということではなくてそのままということではなくてそのままということではなくて日本でもできることはあるのではないかなというのは確におっしゃるとおりの部分はあるかと思っておりますので、何ができるかも含めて、御指摘を踏まえて、日化協の皆様方ともよく相談しながら、進められるところは進めようと感じた次第でございます。ありがとうございます。

○東海会長・小委員長　　どうぞ。

○恒藤審議官　　改めまして、審議官の恒藤でございます。貴重な御意見、皆さんどうもありがとうございました。ちょっとだけ補足をさせていただきます。

1つ、柿本委員からノニルフェノールエトキシレートの指定についてコメントがございまして、委員がおっしゃりたかったことは、予防原則でというコメントはございましたが、残りの優先評価化学物質についても予防原則の考え方も考慮に入れてしっかりやってほしいということかなと思っていて、これは優先評価化学物質の評価を3省で連携してしっか

り進めてまいりたいというふうに思います。

それから、少量新規について織委員と須方委員からコメントがございました。多分コメントの趣旨は、今の制度が最新の科学サイエンスなりあるいは評価技術なりを踏まえて適切な制度になっているのかということだと理解をいたしました。この4月で前回の改正から5年がたちますので、その後評価をすることになりますので、今いただいた御視点を踏まえて評価をし、今の制度が適切なのかどうかというのはしっかり検討してまいりたいと思います。

それから、あとサーキュラー・エコノミーへの対応について幾つかの委員から御意見をいただきました。これは化学物質の文脈で言うといろいろ課題はあるのかなと思っていて、1つはやっぱりサーキュラー・エコノミーを進めやすくするためにリサイクルなりしやすい素材なりという観点でどうしていくのかというのが1つあるのかと思っています。それは、この場で議論する化学物質管理というよりは、むしろリサイクルも踏まえた設計なり製造なり、あるいは素材ということだと思いますので、多分製品ごとにそれぞれのエリアで議論を進めていく必要があるだろうと思いますので、省内でもそれぞれの製品ごとにいろいろなところが検討をしていますので、そこにお伝えをして検討を深めていきたいと思ひますし、またそれを進めるためにサプライチェーン全体でどうやって情報共有していくのかという話もありますので、それもぜひそれぞれの、ある種の製品ごとになるのかなと思いますが、行政で何ができるのかというのはぜひ考えていきたいと思ひます。ただ、そのサーキュラー・エコノミーの文脈で、この化学物質管理について言うと、やっぱりばく露の状況というんですかね、今まではワンウェイでそのまま焼却なり処分場に行くという前提でばく露の評価をしていたのが、は物の流れが変わると変えなければいけないということだと思いますので、それはぜひ、それも多分今の化審法の仕組みなりほかのそれぞれの制度の仕組みがそれに合っているのかというのをしっかり評価をして、合っていないところがあれば直していくということだと思いますので、それはしっかりやっていこうと思ひました。

それから、最後、これは短いコメントで、先ほど林委員からフロンについてコメントがございまして、それで、代替フロンというんですか、HFCの割合が増えてきているという話がございました。ちょっと私も今正確なデータを持ち合わせていないのですが、オゾン層を破壊する昔の特定フロン、CFCとかHCFCも実は温室効果ガスの効果を持っております。それで、統計ですと、昔のフロンの温室効果が日本全体から出る温室効果ガス

の算出に入っていない計算のものがありまして、それは要するにオゾン層保護物質で別の法体系で規制されているので全体のカウントに入っていないケースがあるんですが、サイエンティフィックに実際温室効果のあるガスからどれだけ出ているかということの評価するためには、昔のフロンも本当は——要するに昔のエアコンで、さっきのようにちゃんと回収していない人がもしいた場合には、出ている、あるいは先ほどの回収率40%の残りの60%は出ていますので、昔のフロンが出ている部分が温室効果全体の中の評価に入っているかどうかというのは、よくもう一回私も見たいなと思って聞いておりました。

すみません、補足でございました。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

それでは、追加のコメント等はございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

すみません、私から一言なんですけれども、最後に、こういった問題を将来担ってもらえる人材育成というところは、私はもう不可避な話だと思うんですね。かつ、リスク評価等の問題そのものも進化していますし、まさに化学産業がそのソリューションプロバイダとして、そういう立場からのリスク評価ですとか、先ほど言いましたけれどもウェイトオブエビデンスという新しい考えを導入してきたときに、かなり混乱も生まれるかも分からないと。そういうことを扱える人材というものも今から育成していくということをパラレルにぜひお考えいただければというふうに考えております。

以上でございます。

よろしゅうございますでしょうか。では、次の議題に移りたいと思います。化学物質審議会の審議状況についての報告ということで、事務局から資料8の説明をお願いいたします。

○藤沢室長　　安全室の藤沢のほうから、資料8に基づきまして、化学物質審議会の審議状況につきまして御説明させていただきます。

化学物質審議会には、審査部会と安全対策部会の2つが設置されております。2つの部会の審議状況を御説明いたします。

まず、1ページの2.の(1)でございますが、審査部会になります。審査部会の審査事項につきましては、化学物の性状に基づいて判断する事項、具体的には有害性等のデータに基づいて審議をいただいております。開催状況でございますが、年間10回ほど開催しております。毎回新規届出データの審査判定を実施していただいております。

2 ページの審議結果にまいります。まず、今年度は11月の審議会におきまして、第一種特定化学物質の指定に関して、PFH<sub>x</sub>S またはその塩についての指定の判定をいただきました。これは(a)に書いてある第一種特定化学物質の指定というものになります。次に(b)新規化学物質の判定に係る審議状況でございますが、これは表にあるとおり、新規化学物質について10回の審議会にて審査をいただいて、令和3年度が328件、令和4年度はまだ3月が出ていないんですが、予定としては370件ほどの新規の審査を令和4年度は実施したことになります。

次に、(2)安全対策部会にまいります。3 ページになります。3 ページの審議項目としましては、化審法関係と化管法がございますが、化管法関係は今年度は開催されず、化審法のみ年に4回開催されております。

開催状況は、4 ページの一番上にありますとおり、7月、9月、11月、1月。審査部会と同じ日に開催しております。

審議結果でございますが、④(a)の部分ですが、第一種指定化学物質使用製品及び例外使用用途の指定、すなわち輸入を禁止する製品とエッセンシャルユースについて御議論いただき、その表にありますとおり、消火器から半導体にわたる製品を輸入禁止として指定することとさせていただきます。物質名が2つあるのは、PFH<sub>x</sub>SPFH<sub>x</sub>SPFH<sub>x</sub>S の直鎖のものと、枝分かれしたものを分けて指定しているということになります。

そして、最後ですが、55. につきましては、技術上の指針に従う製品として消火器を指定することと指定することとしております。

そして、(b)でございますが、優先評価化学物質、これのスクリーニング評価を実施しまして、合計6物質指定をいたしました。

そして、(c)ですが、優先評価化学物質のリスク評価Ⅱということで、先ほども御説明しましたが、4つの物質について評価し、そのうちノニルフェノールエトキシレートを実第二種特定化学物質に指定することが適当であるという評価がなされております。

以上、簡単ですが審議会の審査状況についての御報告になります。

○東海会長・小委員長 ありがとうございます。

それでは、本報告事項につきまして御質問等ございます場合は、先ほどと同様にお手元のネームプレートをお立てください。いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特段ないということで、それでは本日は以上をもちまして化学物質審議会、

化学物質政策小委員会の合同会合を終了いたします。

本日いただきました御意見等を踏まえ、事務局におかれては今後の化学物質管理政策を進めていただきますようお願いいたします。

議事進行を事務局にお返しいたします。

○楠田補佐 ありがとうございます。事務局の楠田です。

東海会長・小委員長、委員の皆様、本日は忌憚のない御意見をいただきまして誠にありがとうございました。

今後の予定としましては、本審議会、小委員会は年1回程度の開催を予定しております。それ以前に開催の必要が生じた場合は各委員に御連絡差し上げます。

以上をもちまして、化学物質審議会、化学物質政策小委員会の合同会合を終了いたします。ありがとうございます。

—了—